

健発0528第1号  
平成30年5月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方について

循環器疾患は我が国の主要な死亡原因のひとつであり、世界保健機関（WHO）によれば、終末期に緩和ケアが必要な疾患のうち、患者数が最も多い疾患であるとされている。また、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」（平成28年5月設置）においても、循環器疾患等の緩和ケアについて検討すべきであるとされたことから、平成29年9月に「循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、循環器疾患の患者に対する緩和ケアのあり方について、別添報告書のとおり取りまとめたところである。

各都道府県においては、本報告書の内容を了知の上、循環器疾患の診療体制を構築するために必要な施策等の参考とするとともに、貴管内の緩和ケアチームを有する病院等や関係団体等に対する周知について特段のご配慮をお願いする。